

# 筑紫野市立小・中学校空調設備運用指針

筑紫野市教育委員会教育部教育政策課

平成31年4月

## 目次

	頁数
1 はじめに	
(1) 本指針について	1
(2) 学校施設における環境負荷低減について	2
2 夏季の空調設備（冷房）の稼働について	
(1) 空調設備（冷房）の稼働期間について	3
(2) 空調設備（冷房）の稼働時間について	3
(3) 空調設備（冷房）の温度設定について	3
(4) 換気について	4
(5) 窓側のカーテン類の調節について	4
(6) 扇風機の活用について	4
3 冬季の空調設備（暖房）の稼働について	
(1) 空調設備（暖房）の稼働期間について	5
(2) 空調設備（暖房）の稼働時間について	5
(3) 空調設備（暖房）の温度設定について	5
(4) 換気について	6
(5) 窓側のカーテン類の調節について	6
(6) 加湿について	6
(7) ストープの活用について	6
4 空調設備の操作方法	
(1) 空調設備の使用開始から使用終了時について	7
(2) 空調設備の稼働終了の確認について	7
5 空調設備の円滑な利用について	7
6 空調設備の日常のメンテナンスについて	7～8

## 1 はじめに

### (1) 本指針について

現在、夏季の酷暑、PM2.5、黄砂の飛来及び光化学スモッグ等様々な環境や大気汚染の問題があり、空調設備を小・中学校の普通教室に設置する動きが広がりを見せており、本市においても、小・中学校の二次避難所としての防災機能強化及び夏季の教育活動を充実させるために、より快適な学習環境づくりが求められてきています。しかし、一方で「環境への負荷が大きく時代に逆行している」という考え方もあり空調設備導入による快適な学習環境づくりと同時に環境負荷への配慮も当然、必要となってきます。

本指針は、平成 26 年度中に、全ての小・中学校普通教室に空調設備の設置が完了することを踏まえて、各施設の空調設備の稼働に際して地球環境にも十分配慮し、適正に、有効に、かつ円滑に使用していただくために、小・中学校における空調設備の運用基準を示すものです。

各小・中学校においては、本指針を基に更に地球環境への配慮など創意工夫を加えた取組をお願い致します。

## (2) 学校施設における環境負荷低減について

空調設備を導入することは、教育活動のなかで快適な学習環境を提供する一方で、室外機からの排熱によるヒートアイランド現象やエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出といった環境に負荷を与えてしまう側面を持っています。

とりわけ、筑紫野市においても第二次筑紫野市環境基本計画（平成 23 年 3 月）及び筑紫野市地球温暖化対策実行計画（平成 24 年 4 月）において、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの削減の取組を推進しているところです。

筑紫野市教育委員会としても、施設面でのより良い教育環境を提供するという責務を果たすと同時に、地球環境への負荷を少しでも低減するよう多様な取組を進めております。（壁面緑化や太陽光発電等）

更に、環境に対する負荷を一層低減するためには、各学校において、児童・生徒・教職員一人ひとりが環境問題に対する意識をより一層向上させていただき、一体となって取組をしていただくことが重要と考えております。

本指針を基に、各学校でより一層の環境に対する創意工夫を考えながら、環境にやさしい空調設備の使用を学校体制として進めていただくとともに、環境教育への関心を教職員から児童・生徒に投げかけ、更に家庭・地域に広げて「環境負荷低減」に向けた取組にご協力いただくよう働き掛けてください。

## 2 夏季の空調設備（冷房）の稼働

### (1) 空調設備（冷房）の稼働期間について

「概ね、7月上旬から9月下旬までを基本とします。」

なお、児童・生徒の体調ならびに学習環境等を考慮して稼働期間を調整し、不用意な稼働を避けて、光熱水費の削減にご協力願います。

※PM2.5・黄砂飛来・光化学スモッグ発生時は、適切な対応を取ってください。

#### 【参 考】

学校環境衛生基準（文部科学省）では、教室内の温度は、夏季では28℃以下であることが望ましいとされています。

※稼働の目安にしてください。

### (2) 空調設備（冷房）の稼働時間について

空調設備の稼働時間については、11時から15時までを基本とします。

教室を使用せず、体育や特別教室等で授業を行うなど、普通教室を使用しない場合は、空調を必ず切って稼働させないで下さい。

なお、夏季休業期間中の生徒の補習や授業時間以外の空調設備の稼働については、保護者との懇談会や進路指導等の場合等に限り稼働させてください。

環境負荷の低減ならびに電気代・ガス代の節約にご協力願います。

### (3) 空調設備（冷房）の温度設定について

基本的に空調設備（冷房）の設定温度は 26℃～28℃ とします。

設定温度の下げ過ぎは、体調を崩してしまう原因となり、エネルギーの無駄使いにもなります。

#### 【参 考】

学校環境衛生基準（文部科学省）では、教室内の温度について、最も望ましい温度として夏季では25℃～28℃とされています。

※稼働の目安にしてください。

#### (4) 換気について

教室内の環境保持のため、窓を開けたり、換気扇をつけるなど十分な換気に努めてください。

掃除時間中の空調設備の稼働は一旦電源を切って、窓を開けて掃除して下さい。稼働したまま掃除されますと、空調設備のフィルターにほこりが詰まり室内機が故障する恐れがあります。

また、チョークの使用でほこりが浮遊する場合は窓を開けて換気に努めてください。喚気時には、地球環境負荷の低減や空調設備機器の負担が増しますので、負担の軽減やエネルギーの節約のためにも、空調設備の稼働を工夫して行ってください。

#### (5) 窓側のカーテン類の調節について

空調設備稼働中は扉や窓を閉め、状況に応じてカーテン類の調節を行う等、エネルギーの節約に努めてください。

扉や窓を閉め、状況に応じてカーテン類を閉めることで、外気熱を遮断し、効率よく教室内を冷やすことができ、エネルギーの節減につながります。

#### (6) 扇風機の活用について

扇風機を併用してください。

扇風機を併用することで、床にたまりがちな冷気を教室内全体に効率よく循環することができます。そのことにより、体感温度を下げ、より涼しく感じることができ、空調効率も上がり、エネルギーの節減にもつながります。

### 3 冬季の空調設備（暖房）の稼働

#### (1) 空調設備（暖房）の稼働期間について

「概ね、12月上旬から2月下旬までを基本とします。」

なお、児童・生徒の体調ならびに学習環境等を考慮して稼働期間を調整し、不用意な稼働を避けて、光熱水費の削減にご協力願います。

#### 【参考】

学校環境衛生基準（文部科学省）では、教室内の温度は、冬季では17℃以上であることが望ましいとされています。

※稼働の目安にしてください。

#### (2) 空調設備（暖房）の稼働時間について

空調設備の稼働時間については、8時から10時までを基本とします。

教室を使用せず、体育や特別教室等で授業を行うなど、普通教室を使用しない場合は、空調を必ず切って稼働させないで下さい。

なお、冬季休業期間中の生徒の補習や授業時間以外の空調設備の稼働については、保護者との懇談会・進路指導等の場合等に限り稼働させてください。  
環境負荷の低減ならびに電気代・ガス代の節約にご協力願います。

#### (3) 空調設備（暖房）の温度設定について

基本的に空調設備（暖房）の設定温度は 18℃ とします。

設定温度の上げ過ぎは、体調を崩してしまう原因となり、エネルギーの無駄使いにもなります。

#### 【参考】

学校環境衛生基準（文部科学省）では、教室内の温度について、最も望ましい温度として冬季では18℃～20℃とされています。

※稼働の目安にしてください。

#### (4) 換気について

教室内の環境保持のため、窓を開けたり、換気扇をつけるなど十分な換気に努めてください。

掃除時間中の空調設備の稼働は一旦電源を切って、窓を開けて掃除して下さい。稼働したまま掃除されますと、空調設備のフィルターにほこりが詰まり室内機が故障する恐れがあります。

また、チョークの使用でほこりが浮遊する場合は窓を開けて換気に努めてください。喚気時には、地球環境負荷の低減や空調設備機器の負担が増しますので、負担の軽減やエネルギーの節約のためにも、空調設備の稼働を工夫して行ってください。

#### (5) 窓側のカーテン類の調節について

空調設備稼働中は扉や窓を閉め、状況に応じてカーテン類の調節を行う等、エネルギーの節約に努めてください。

空調機稼働中は、扉や窓を閉め、太陽が出ているときは、カーテン等を開けて室内に日光を取り組むことで教室を暖めることができ、エネルギーの節減にもつながります。

#### (6) 加湿について

冬季は教室が乾燥しやすいので、空調設備の稼働時には、水のはったバケツ等を教室の隅に設置するなどの工夫をしてください。

風邪等が蔓延しているときは、特に換気に気をつけて、室内が乾燥しすぎないように注意してください。

#### (7) ストープの活用について

冬場は「頭寒足熱」が良いとされていますが、空調設備を稼働させた場合、頭のあたりがぬくもりがちで、足元が冷たく感じますので、従来からのストーブを持つ学校においては、ストーブを使い部屋を暖めることが最適ですので、活用をお願いします。

## 4 空調設備の操作方法

### (1) 空調設備の使用開始から使用終了時について

各教室の出入口付近にリモコンがセットされていますので温度設定を守り電源の「入」「切」を行ってください。

空調設備使用中は、生徒の体調等に十分に配慮し、教職員が必要に応じて運転管理を行ってください。【温度設定・風量・風向調整・運転停止・再開】

### (2) 空調設備の稼働終了の確認について

家庭と同様に誰もいない教室での稼働はしないでください。エネルギーの無駄使いにつながり、光熱水費の浪費になります。

部屋の退室時には必ず、電源を「切＝OFF」にして退出してください。  
誰もいない状態での空調設備の付け放し等は絶対にしないでください。

## 5 空調設備の円滑な利用について

公共施設に設置された空調設備類は、多くの人達が機器の操作を行うことなどから、傷みが激しくなり、通常の場合より短命になってきています。機器を大切に使うことは、資源やエネルギーの節約にもつながります。設置された空調設備は、高価なものであり、大切に使うよう心掛けてください。

破損させた場合は、学校にて修理費を負担することになり、また、特定人物による破壊行為に対しては、その家庭に修理費を請求する場合があります。

貴重な市民の税金でつけられた空調設備ですので、児童・生徒にもその旨を十分に周知させてください。

## 6 空調設備の日常のメンテナンスについて

教室の環境衛生や省エネルギーの観点から、稼働期間中をとおしてフィルターの清掃をこまめに行ってください。業者による保守点検は年2回ですので、機器を長く維持するためには、こまめに点検する必要があります。また故障サインが出た場合は、すぐに保守点検業者に点検及び修理依頼をしてください。

【簡易修理は原則学校配当予算】

●メンテナンス依頼会社（平成30年度～平成32年度）

会社名 株式会社コーエイ企画

住 所 筑紫野市大字永岡1025-1

担当者 多比良 了

電 話 092-928-1299